

第10節 支援費支払事務

I 審査

1 居宅生活支援費

市町村は、事業者より提出された請求書類（居宅生活支援費請求書、居宅生活支援費明細書及びサービス提供実績記録票の写し）と居宅生活支援費支給管理台帳を突合させ、居宅生活支援費の請求の審査を行う。

(1) 居宅生活支援費請求書

審査は、次の点について留意して行う。

ア 請求金額

内訳の合計額と一致しているか。

イ 内訳

- ① サービス提供月が記載されているか。
- ② 明細書の種類ごとに、内訳が記載されているか。
- ③ 請求支援費ごとの明細書件数が、添付されている各居宅生活支援費の明細書の枚数と一致しているか。
- ④ 請求支援費ごとの金額が、添付されている各居宅生活支援費の明細書の居宅生活支援費請求額の合計と一致しているか。

ウ 事業者名等

事業者に係る住所（所在地）、名称、電話番号、職・氏名が記載され、押印がされているか。

事業者が指定事業者であるか。

(2) 居宅生活支援費明細書

市町村は、支給決定障害者（保護者）ごとに、次に掲げる事項について、事業者より提出された居宅生活支援費明細書及びサービス提供実績記録票と居宅生活支援費支給管理台帳を突合させ、居宅生活支援費の請求の審査を行う。

なお、支給決定障害者（保護者）が複数の事業者と契約を締結している場合には、当該支給決定障害者（保護者）に係る複数事業者のサービス提供量の合計が支給決定量を超えない範囲であるかに留意する必要がある。

審査は、次の点について留意して行う。

ア 居宅介護、デイサービス

- ① サービス提供月が記載されているか。
- ② 受給者証番号、支給決定障害者（保護者）氏名、支給決定に係る児童氏名（支給決定保護者氏名が記載されている場合）が記載されているか。
- ③ 事業者及びその事業所の名称が記載されているか。
事業者が指定事業者であるか。

④ 居宅生活支援費額計算欄

○ サービス内容

提供したサービスの種類及び区分ごとに、支給決定及び契約内容に係るサービス内容が記載されているか。

○ サービス単価

提供したサービスの種類及び区分ごとに、市町村が定める単価とサービス単価が一致しているか。

○ 数量・単位

提供したサービスの種類及び区分ごとに、支給決定量及び契約支給量の範囲内の数量が記載されているか。

○ サービス計

サービス単価に数量を乗じた合計額が記載されているか。

○ 当月居宅生活支援費額合計

サービス計の合計額が記載されているか。

⑤ 利用者負担額計算欄

○ 利用者負担額単価

本人分、扶養義務者分それぞれの利用者負担額単価（支給決定時に設

定された利用者負担額の単位金額) が記載されているか。

○ 数量・単位

当該事業者が提供したサービスの数量であるか。

○ 利用者負担額計

利用者負担単価に数量を乗じた合計額が記載されているか。

○ 当月利用者負担額合計

利用者負担額計の合計が記載されているか。

⑥ 居宅生活支援費請求額

当月居宅生活支援費額合計から当月利用者負担額合計を差し引いた金額であるか。

イ 短期入所

① サービス提供月が記載されているか。

② 受給者証番号、支給決定障害者（保護者）氏名、支給決定に係る児童氏名（支給決定保護者氏名が記載されている場合）が記載されているか。

③ 事業者及びその事業所の名称が記載されているか。
事業者が指定事業者であるか。

④ サービス提供実績

様式のカレンダーに記録されたサービス提供日とサービス提供実績記録票の記載内容に相違がないか。

また、決定支給量及び提供量の数量が、決定支給量の範囲内の数量が記載されているか。

⑤ 居宅生活支援費額計算欄

○ サービス内容

提供したサービスの区分ごとに、支給決定に係るサービス内容が記載されているか。

○ サービス単価

提供したサービスの区分ごとに、市町村が定める単価とサービス単価が一致しているか。

○ 数量・単位

提供したサービスの区分ごとに、支給決定の範囲内の数量が記載されているか。

○ サービス計

サービス単価に数量を乗じた合計額が記載されているか。

○ 当月居宅生活支援額合計

サービス計の合計額が記載されているか。

⑥ 利用者負担額計算欄

○ 利用者負担額単価

本人分、扶養義務者分それぞれの利用者負担額単価（支給決定時に設定された利用者負担額の単位金額）が記載されているか。

○ 数量・単位

当該事業者が提供したサービスの数量であるか。

○ 利用者負担額計

利用者負担単価に数量を乗じた合計額が記載されているか。

○ 当月利用者負担額合計

利用者負担額計の合計が記載されているか。

⑦ 居宅生活支援費請求額

当月居宅生活支援費額合計から当月利用者負担額合計を差し引いた金額であるか。

ウ 知的障害者地域生活援助居宅生活支援費明細書

- ① サービス提供月が記載されているか。
- ② 受給者証番号、利用者氏名が記載されているか。
- ③ 事業者及びその事業所の名称が記載されているか。
事業者が指定事業者であるか。

④ 支援費月額単価

サービス提供を行った支給決定障害者ごとに、支給決定を行った支援費月額単価が記載されているか。

⑤ 当月居宅生活支援費請求額

サービス提供を行った支給決定障害者ごとに、当月居宅生活支援費請求額が記載されているか。

⑥ 月額単価と当月算定額が異なる場合の積算根拠と理由

基準月額単価と当月算定額が異なる場合、その積算根拠及びその理由が記載されているか。

2 施設訓練等支援費

市町村は、施設より提出された請求書類（施設訓練等支援費請求書及び施設訓練等支援費明細書）と施設訓練等支援費支給管理台帳を突合させ、施設訓練等支援費の請求の審査を行う。

（1）施設訓練等支援費請求書

審査は、次の点について留意して行う。

ア 請求金額

内訳の合計額と一致しているか。

イ 内訳

- ① サービス提供月が記載されているか。
- ② 明細書の種類ごとに、内訳が記載されているか。
- ③ 請求支援費ごとの明細書件数が、添付されている各施設訓練等支援費の明細書の枚数と一致しているか。
- ④ 請求支援費ごとの金額が、添付されている各施設訓練等支援費の明細書の施設訓練等支援費請求額の合計と一致しているか。

ウ 施設名等

施設に係る住所（所在地）、名称、電話番号、代表者の職・氏名が記載され、押印がされているか。

施設が指定施設であるか。

（２）施設訓練等支援費明細書

当該施設に入所している、当該市町村において支給決定を行った障害者すべてについて、施設訓練等支援費の請求の審査を行う。

審査は、次の点について留意して行う。

- ① サービス提供月が記載されているか。
- ② 受給者証番号、利用者氏名が記載されているか。
- ③ 施設の名称が記載されているか。
施設が指定施設であるか。

④ 支援費月額単価

サービス提供を行った支給決定障害者ごとに、支給決定を行った支援費月額単価及び請求した月に係る当月算定額が記載されているか。

⑤ 利用者負担月額単価（本人・扶養義務者）

サービス提供を行った支給決定障害者及びその扶養義務者ごとに、支給決定を行った利用者負担月額単価及び請求した月に係る当月算定額が記載されているか。

⑥ 当月施設訓練等支援費請求額

サービス提供を行った支給決定障害者ごとに、当月施設訓練等支援費請求額（支援費月額単価の当月算定額から本人と扶養義務者の利用者負担月額単価の

和を差し引いた額)が記載されているか。

⑦ 月額単価と当月算定額が異なる場合の積算根拠と理由

月額単価と当月算定額が異なる場合、その積算根拠及びその理由が記載されているか。

II 支払

市町村は、審査の結果、事業者又は施設から提出された請求書を適正と認めた場合、支援費支給額を確定し、事業者又は施設に支払う。

1 支払期限

(1) 居宅生活支援費

サービス提供月の翌々月末

(2) 施設訓練等支援費

サービス提供月の翌月末

2 事業者又は施設への通知

市町村は、支援費を事業者又は施設に支払うとき、事業者又は施設に対して、支援費支給額を通知する。

3 支払実績の記録

市町村は、支援費を事業者又は施設に支払った場合、支払の実績を支援費支給管理台帳に記録する。

4 利用者への通知

事業者又は施設は、市町村から支援費の支払を受けた後、利用者に対して確定した支援費の代理受領額を通知する。

III 支払事務の委託

市町村は、支援費の支払いに関する事務を、社会福祉法第110条に規定する都

道府県社会福祉協議会その他営利を目的としない法人であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる（身障法第17条の5第11項及び第17条の11第11項、知障法第15条の6第11項及び第15条の11第11項、児福法第21条の11第11項）。

○ 支払い事務受託法人

支払い事務を受託できる法人は、法律に掲げる都道府県社会福祉協議会のほか、次に掲げる要件に該当する営利を目的としない法人である（身障法施行規則第9条の10、知障法施行規則第15条、児福法施行規則第21条の8）。

- (1) 支払い事務を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること
- (2) 当該法人が支払い事務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって支払い事務が不公正になるおそれがないものであること

IV 利用者への直接償還払い

支給決定障害者が、代理受領の手続きによらず、支援費の支給を希望する場合、支給決定障害者からの請求を受けて、償還払いによる支払い方式により、直接、支援費を支払うことができる。

なお、審査については、Iの審査内容と同様である。